

河合町告示第26号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、下記のとおり町道の路線を認定する。

その関係図面は、河合町まちづくり推進部まちづくり推進課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成30年 7月 1日

河合町長 岡井 康 徳

路線 番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
02036	池部36号線	池部三丁目10番4先 池部三丁目8番1先	
19003	西山台3号線	西山台524番17先 西山台520番6先	